

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

REC'D 26 NOV 2004
WIPO PCT

出願人代理人  渡邊 薫 様  あて名  〒 105-0014  東京都港区芝3-40-4 シャイン三田ビル5階
--

PCT  
国際調査機関の見解書  
(法施行規則第40条の2)  
[PCT規則43の2.1]

発送日  
(日.月.年)

22.11.2004

出願人又は代理人  
の書類記号 FPCT30

今後の手続きについては、下記2を参照すること。

国際出願番号  
PCT/J P 2004/014230

国際出願日  
(日.月.年) 29.09.2004

優先日  
(日.月.年) 02.10.2003

国際特許分類 (IPC) Int. Cl<sup>7</sup> C10L1/02, 1/18

出願人 (氏名又は名称)

サンケアフューエルズ株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日

02.11.2004

名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/J P)  
郵便番号100-8915  
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)  
近藤 政克

4V 9734

電話番号 03-3581-1101 内線 3483

## 第 I 欄 見解の基礎

1. この見解書は、下記に示す場合を除くほか、国際出願の言語を基礎として作成された。

- この見解書は、\_\_\_\_\_ 語による翻訳文を基礎として作成した。  
それは国際調査のために提出された PCT 規則 12.3 及び 23.1(b) にいう翻訳文の言語である。

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ  配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット  書面

コンピュータ読み取り可能な形式

c. 提出時期  出願時の国際出願に含まれる

この国際出願と共にコンピュータ読み取り可能な形式により提出された

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出された

3.  さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-12	有 無
	請求の範囲		
進歩性 (IS)	請求の範囲		有 無
	請求の範囲	1-12	
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-12	有 無
	請求の範囲		

2. 文献及び説明

文献1：國澤香織里 外3名，オゾン処理油の輸送用燃料としての評価，化学工学会第35回秋季大会研究発表講演要旨集，2002，p. 1062

文献2：DIAZ et al. Spectroscopic Characterization Of Ozonides With Biological Activity, Ozone Sci. Eng., 2001, 23(1), p. 35-40

(1) 請求の範囲1，4-10に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には、オゾン処理した植物油からなる燃料が記載されている。このようなバイオディーゼル油をさらに他の燃料とブレンドすることは当業者が適宜なし得ることであるし、他の燃料とブレンドした場合のバイオディーゼル油は燃料改質剤との区別がつかない。

また、流動点を降下させる点、トルクを向上させる点、馬力を向上させる点、については、物質が有している作用を記載したものにすぎない。

(2) 請求の範囲2-3に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献1-2より進歩性を有しない。

魚油と同様、多価不飽和脂肪酸（リノール酸）を豊富に含むことで知られるヒマワリ油に着目することは、当業者が容易になし得ることである。

また、オゾン処理によって、不飽和二重結合部位がオゾニドを形成する点については、文献2のp. 36のFigure1. 等に記載されている。

(3) 請求の範囲11-12に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1の右欄第3-4行には、「輸送用燃料としての着火性および燃焼性が向上することが明らかになった」との記載がある。

着火性や燃焼性を評価するために、トルクや馬力という観点に着目することは、当業者が容易になし得るものである。